

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市寿供用会館		
施設の所在地		川下町一丁目1-28		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	川下寿自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ3,983人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市室の木中供用会館		
施設の所在地		室の木町二丁目7-10		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	室の木中供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ2,429人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市車中央供用会館		
施設の所在地		車町一丁目15-32		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	車中央供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ1,492人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市室の木西供用会館		
施設の所在地		室の木町三丁目6-15		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	室の木西自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ1,764人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市川口供用会館		
施設の所在地		川口町二丁目1-26		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	川口供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ621人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市中津供用会館		
施設の所在地		中津町二丁目21-18		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	中津供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ888人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市尾津供用会館		
施設の所在地		尾津町二丁目9-17		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	尾津長浜自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ1,240人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市門前供用会館		
施設の所在地		門前町一丁目7-18		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	門前中自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ818人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市錦見供用会館		
施設の所在地		錦見六丁目15-21		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	特定非営利活動法人 西岩国・駅と広域まちづくりの会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ10,199人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市今津供用会館		
施設の所在地		今津町五丁目4-17		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	今津下の町自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ1,129人